

部分的宣命書きからみた『東大寺諷誦文稿』

一 部分的宣命書き

古代の人々が、漢字でもって日常使っていることばを文字につなぎとめようとしたとき、ひとつにはそれを中国語訳する、つまり中国の書記方法——中国古典文の規範に従って作文すること——に従うか、それとももうひとつ、漢字を表音的に使用し、高度な文節意識に従って、ことばの「かたち」そのものを写すか、この二つの方法を両極として中間的なさまさまの方法が模索された。漢字が中国語文をあらわすためのものである限りにおいて、前者の方法によることがまず基本であることは、ある意味当然のことである。しかしながら、太安万侶をして「上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。」と歎かせたように、「文を敷き、句を構ふる」こと、つまり、字数の規制や対句の使用といった、いわゆる美文であることを、中国古典文の規範は要求する。それは、日常の「言と意とが並びに朴である」ことばのあり方からは、かけ離れたものであつただろう。むろん、そのような場ではことばをつなぎとめる必要性もなかったことは、一応は考えられるのであるが、「文書主義」などと言いあらわされる律令社会(一)においては、ある程度日常のことばの側について書記の方法も、必要不可欠なものとして存在したと想像される。正倉院に残された奈良時代の多様な日常文書(戸籍や計帳などの公文書まで含めて)は、そのあたりの事情を今日に伝

えるものである。

正倉院文書の中にいくつか認められる、部分的に宣命書きを含む文書の方法は、漢文への指向と音写(仮名書き)への指向とを文字の大きさを変えることによつて共存させた、微妙な均衡の上に成り立つ、まさに日常使っていることばを文字につなぎとめるための方法のひとつであつた(二)。

部分的宣命書きが、一つの特徴として、会話部分を表示するのに使用されることと、古事記において宣命書きと同列に扱える漢字仮名交じりの部分が、やはり会話部分に多くあらわれることとは、それが「日常使っていることば」を中国古典文の規範から解き放つことによつて、その口吻をあらわそうとしたものではなかつたか。そう考えると、のちの文書にも、引き続き会話部分を示す例のあることや、あるいは案文や覚書といった文書作成の初期段階で部分的に宣命書きが用いられることが多いことも、一応の連絡がつく。たとえば、次のようなものがある(三)内は宣命書き、／は割り書きの改行部分)。

戸口福成申云(久)……(平安遺文 五七、近江国駅家長解写、正親町伯爵家旧藏文書、承和二(八三)年)

……更以神明奉為証所不申也(止/申)(大日本古文书東
南院文書二 四四二、從儀師聖好請文、天喜四(一〇五)年)
申請處(二) 未無其弁、沙汰(と)申(シテ)……先可弁
進(と)申(大日本古文书東南院文書三 六五一、某庄住
人等申状、治承二(一一七)年)

右件板蠅袖(と)云(は)是名張河(よ/り)西方(の)
高峯起(た/る)山也……仍為後日記(平安遺文 二八〇、

伊賀国板蠅杣四至紕繆記案、東大寺文書、康保元(九六四年) 右事発(波)今日辰時許(を)以(天)俄(に)寺中(乃) 北(乃)岡(与り)……仍為後日記(大日本古文書東南院 文書二 四三四、東大寺所司等連署日記案、天喜四(一〇五六年))

前の三例は、会話部分を示す例であり、後の二例は「後日の為に記す」とあるように、覚えのようなものであり、特に後者には、後日に整理された形の整った(宣命書きを含まない)いわゆる変体漢文の文書が複数存する(大日本古文書東南院文書二 四三五)。

ところで、これらの文体の基調は、あくまでいわゆる変体漢文である。それは、日常文書の形式として多少の幅を持ちながらも、ある種定型として用いられてきた方法でもある。文体としてのいわゆる変体漢文は、先に述べたように(3)、文章の漢文化と日本語の語序や音形との均衡の上に成り立つ漢字文であり、文体としての均一性を保証するものではない。そこに、日本語的要素が仮名で埋め込まれることは、基調としての文体の相違を意味するものでもないのである。むしろ、文体の細かな相違あるいはその分類は、用語や語法その他の要素から別途考察すべきものと考えられる。

いわゆる変体漢文に含まれる、部分的なひとつの書き様として部分的宣命書きをとらえるとき、宣命書きによって表わされる日本語的要素というものが、文体を左右するものではなく、あくまで漢文ないし変体漢文という文脈において、漢字仮名交じりというものが存在しえたということを、われわれは確認し

ておく必要がある(4)。

ここに取り上げる『東大寺諷誦文稿』は、漢字仮名交じり文の初期のものとして、漢字仮名交じり文の成立を考えるのに重要な資料であるが、その基調にやはり漢文ないし変体漢文があることは、まぎれもない事実であり、そこにみえる宣命書きの検討が、宣命書きと漢字仮名交じり文との関係を明らかにするものであると思われる。以下、宣命書きという面から『東大寺諷誦文稿』の書き様を考えていくことにする。

二 『東大寺諷誦文稿』の仮名の用法

『東大寺諷誦文稿』(以下、本資料と呼ぶ。)については、中田祝夫『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』(風間書房、一九六九) (5)が、現在のところ、もつともまとまった研究である。本資料が世に紹介された経緯やそれまでの研究史も詳しく述べられ、その上で、本資料の詳細な「国語学的研究」が展開されており、われわれは、まずそこから出発することになる。

序文に触れられているように、この資料性について疑う向きもあつた。しかし、亀井孝「東大寺諷誦文稿の「コ」の假字について」(文学一四一四、一九四六・四、のち『日本語のすがた』)とこのころ(一)音韻(一九八四、吉川弘文館)所収)の指摘した「コ」の上代特殊仮名遣いの書き分けは、その成立が平安時代初期、九世紀代を下ることのないことを示している。後に述べるように、漢字片仮名交じり文あるいは和漢混淆文の極初期の資料となるものであるが、その様態は、他に類例がいくつ

かあるもの(6)、ある程度まとまった資料としては、漢字仮名交じりのあり方に孤立感もぬぐえない。しかし、これがこの時代のものであることが動かないとなると、われわれは、その孤立感の出づるところの意味を考えねばならないことになる。

本資料は、「稿」の名が付されるように、稿本であり推敲の跡や抹消すべき部分など、さまざまな要素が入り混じっており、また、中にヲト点を施した部分も認められ、訓点記入の用途の面からも注意される。中田の数え方に従えば全三九六行、独立したいくつかの章段に分かれるが、全巻一筆、ただし、「全巻同一時に書き下したものでなく、時間的にはかなり前後があったように、筆意には別人と思わせる章段や書き込みもある」(一七九頁)とのことである。たしかに、訓点が施された部分などは、別筆かともみえるし、書き込みの中にも時間的な前後のありそうな部分がいくつか認められる。ヲト点を施した部分の傍書や仮名は、別筆かとも見えるが、原本が失われた今となつては検証の仕様がなない。

そのような漢字仮名交じり文としての本資料について、本稿で注目したのは、仮名の多様な用法と書き様とである。

仮名が漢字に対して小さく書かれる点は、ほぼ例外がない。つまり、仮名はあくまで、漢字本文に対して従属する、補助的な立場にある。しかし、訓点記入のように、漢字に対して傍書されるだけでなく、宣命書きの形式で行中であつてそれなりの地位を占めた書き様になつている部分も多く、その点で本資料が漢字仮名交じり文の魁とみなされるのである。ただし、続日本紀宣命などの宣命書きとは異なり、本行にある漢字あるいは

漢語の訓み方全体をあらわすものもある点で、むしろ訓点記入に通じる面がある。

仮名の用法を、本行に対する位置によってみると、その文字の位置をしめて小書きされる宣命書きのものと、漢字の右側に傍書されるものや字間の右側に補入されたように書かれた、本行の中にその位置をしめないものと、大きく二類にわけられる。また、文中での機能の面からみると、漢字であらわされた語あるいは単位全体の訓みをあらわすか、活用語尾や助詞助動詞など、部分的、補読的な要素をあらわすか、という二類に分けられる。部分的、補読的な用法では、本行にそれに相当する漢字表記の有無によって、さらに二類に分かつことができる。都合、次のような四種六類の用法が本資料の仮名のすべてであることになる。

① 傍訓・補入で語の訓みをあらわす。

② 傍訓・補入で語の訓みを補う。

1、漢字で表わされた語の訓みの一部。語の一部や活用語尾など。

2、漢字で表わされていない語。助詞、助動詞、補助動詞など。

③ 本行で語の訓みをあらわす。

④ 本行で語の訓みを補う。

1、漢字で表わされた語の訓みの一部。語の一部や活用語尾など。

2、漢字で表わされていない語。助詞、助動詞、補助動詞など。

ただし、仮名の用法を以上のようにわけた上で、本稿においては、一つ一つの仮名がどこに属するかということ自体を問題にするわけではない。一連の仮名書き部分を取り上げると、複数の用法を含むものが多く、右の分類のどこに位置するかゆれる場合も生じる。その場合、一つ一つの仮名がどの分類なのかには、それほど意味はないからである。たとえば、六十六行目にある、

渡海^リ諭^ユ 山坂之國^ニ 有^シ 有^レ 往^テ 相見談^ニ (六六)

(海を渡り山坂を諭ゆる国にもありしあれば、往きても相見談らひつ)

において、「渡^リ海^ニ」(7)の「リ」は②の1の活用語尾を補入した例であり、「諭^ユコユ^ニヘル」では、「諭」という字に続けて「留」を宣命書きしており、「ル」は④の1の、本行に宣命書きで活用語尾を補った例となる。その後で「諭」の訓みである「コユ」を傍書しており、①の語の訓みを傍書した例となるが、厳密には活用語尾は宣命書きの④の1の例になるので、②の語の一部ということになる。また、「有^{ヘシ} 有^{レバシ}」は、前が④の2、後が④の1の活用語尾と④の2の助詞ということになり、さらに、「談^{ヘカタラヒツ}」では、語の訓み全体を示した③ということになるが、「ツ」は助動詞であり、厳密にはこの部分だけは④の2ということになる。

「諭^ユコユ^ニヘル」の場合については、たとえば「愚^オ」(モ)智^{サカ}」(モ)、(愚かなるも智しきも) (六八)のように仮名で書き表わされない部分のあるような例との関係からは、「コ

ユ」は①の例とする方がその差異が明らかになるうし、逆に③の、語の訓みをすべて宣命書きする「備^{ヘソナヘ} 儲^テ」(備^ヘ儲^{ケテ}) (二九)の「ソナヘ」などとの関係からは、②として対比するのがよいということになる。また、「談^{ヘカタラヒツ}」の場合も、たとえば「不採^{ナリヌ}」(トラ)、(採らずなりぬ) (一〇五)などと対比するか、「伏^{ヘリ}」(伏せり) (一六九)などと対比するか、あるいは「知^{給ヒテ} 俱談答^{カタラヒ給フ}」(知り給ひて俱に談答らひ給ふ) (一四五)などと対比するかによって、それぞれ異なった対応が必要となる。ここで重要なのは本行の漢字と仮名との関係であり、また、漢字と仮名との位置関係であり、全体としてみた仮名の機能なのである。

しかしながら、仮名の用法を、右のように分類しておくことによって、本資料の書き様について、考えられることもある。本資料は、基本的に草稿であり、一次的に書き下ろされたものである。もちろん、ヲコト点の部分など、二次的に書き込まれている部分もあるが、ほとんど全体にわたって、文章作成の経緯を直接に見て取れる。仮名の用法についていえば、その中でも宣命書きの部分は本行と同時に順次書き継がれたものであり、傍書は基本的には二次的に書き加えられたということになる(8)。つまり、傍書形式である①や②は、ヲコト点の記入同様、そのまま訓点記入の方法なのであり、いわゆる変体漢文の文章にそれを応用したということになる。これに対して③や④の宣命書きは、文章作成と同時に書き込まれているのであり、まさに文章作成過程そのものといえよう。その点で④は、前代からの部分的宣命書きに通じる。ところが、③の本行の語をも

う一度宣命書きで書き記すものとなると、訓点記入と宣命書きとの両方の面から説明する必要がある。形式としてたしかに④と同じ宣命書きなのであるが、文中の機能としては、①の補入に通じるもので、いかなれば二度の過程を一つの線条の中に組み込んだ、通常の文章生成の過程からは考えがたい、二次的なものなのである。このような部分を含むところに、先にふれた孤立感がある。そこで、③を書記という観点からどう位置付けるかが、本資料の性格を考える上で重要になってくる。

本資料において、これら仮名の用法は文章全体にわたつてはいるが、均一にあらわれるわけではない。中田前掲書においても、漢文的な要素の強い部分と和文的な要素の強い部分との指摘があるが(二二〇頁)、仮名の用法においても、仮名が多用される部分と仮名があまり使用されない部分、あるいは傍書の多い部分と宣命書きの多い部分など、段落によって多少のかたまりがある。たとえば、一三三行から一三九行までの七行には、「牢(タマ)(たまさかに)」「粧(ヨソヒ)」「襲(キセ)」の三箇所の宣命書きが見えるだけであり、一四〇行から一五〇行までの十一行には、「風俗(ノ)」「千茎(フサ)」「知(給ヒテ)」「談答(カタラヒ給ヒ)」「大小(オホサ)」「見(テ)物(ヲ耳)」の傍書と、「申(ヘク)」の宣命書きとがあるだけで、どちらも、ほとんど訓みが見えられていない部分といえるが、宣命書きするか傍書するかは選択が異なっていると見られる。また、先にあげた六六行では、傍書も宣命書きも全体的に見られるが、千手経を抜き出す三二四行から三二五行には補読が見られず、二三〇行では、一箇所だけ「依何(テカ)(何に依りてか)」が②の2の形で補読

されているだけである。

さらに、

四(ノ)虵(ノ)迫来(ヌル)時(ニハ)虚空雖寛而迴首
无方二鼠迎來時大地雖廣而隱身「无處尊(モ)卑(モ)五
龍之残(ヤブレ)未脱愚(オ)(モ)智(サカ)(モ)四山之怖
未離(春花(ハ)不附)秋枝(ニ)幼時之紅顔(ハ)不見
老体(ニ)(六七六九)

(四つの虵の迫り來ぬる時には、虚空寛しと雖ども首を迴なむに方無し。二つの鼠の迎へ來ぬる時には、大地廣しと雖ども身を隠さむに處無し。尊きも卑しきも五つの龍の残れを脱れず、愚かなるも智しきも四つの山の怖れを離れず。春の花は秋の枝に附かず、幼き時の紅顔は(ハ)老躰に見えず。)

の段落は、対句仕立てで漢文的色彩の強い箇所であるが、ここでは、はじめの部分と後半に④の2の宣命書きが多く含まれるが、「虚空」以下、行末までは訓みは補われない。宣命書き部分は、まさに漢文訓読の補読と同じであり、「愚(オ)(モ)智(サカ)(モ)」の傍書(②の1)や③に入る「残(ヤブレ)」なども、訓点記入の方法と合致するものである。

これに対して、比較的和文の色彩が強いとされる次の部分を見てみよう。

道(ミチノヘニ)伏(リ)乞匄(カタキ)疥(ハタケ)搔(カキテ)无(ヘク)目所(モ)腫合(テ)大小便利坐所(トコ)ロニシ(テ)臭穢(往還人(ハ)掩(フタキ)面(ヲ)奄(オホヒテ)鼻(ヲ)逃(自(オホミ

テツカラ) 洗(アラ/ヒ) 着(給タリ) □如是慈悲至深
(大坐) □貧賤人(ヲハ) 除(テ) 父母(ヲ) 餘人(ハ) 見
如犬鳥□仏(ハ) 不(大坐然) □見(テハ) 貧(ヲ) 宣(テ)
我子救済(給フ) □見(テハ) 賤(ヲ) 宣(テ) 我(ソ)
父(ト) 哀愍(云)(一六九—一七二)

(道の辺に乞匍伏り。疥搔きて目所も無く腫れ合ひて、大小の便利坐所にして臭く穢れたり。往還の人は面を掩ぎ鼻を奄ひて逃ぐ。仏、彼所に至りて自ら洗ひ着せ給ひたり。是の如く慈悲至深に大坐す。貧賤の人をば父母を除きて餘の人は犬鳥の如く見る。仏は然大坐さず。貧を見ては我子と宣ひて救済ひ給ふ。賤を見ては我ぞ父と宣ひて哀愍したまふと云々。)

冒頭から、「道(ミチ)ノ(ヘニ)」をはじめ、

疥(ハタケ) 搔(カキテ)、坐所(キトコロ)ニシテ、掩(フタキ)、奄(オホヒテ)、自(オホミテツカラ) 洗(アラヒ)、
が漢字の訓みとそれに続く助詞まで宣命書きにしている。後半になると、④の補読の宣命書きがもつぱらとなり、いわゆる変体漢文における部分的宣命書きと同一線上に考えられるようになる。しかしながら、「自(オホミテツカラ)」「我(ソ)父」の訓みや「不大坐然」が本行にあるなどの用法は、和文的でもあり、「伏(リ)乞匍(カタキ)」「掩(フタキ)面(ヲ)奄(オホヒテ)鼻(ヲ)」のような反読の箇所も、基調としてのいわゆる変体漢文を示しているが、文章を読む限り、わざと訓読文のように仕立てられた宣命書きであるという感じが強い。

もちろん、おそらくこれはそれほど意図的なものではなく、

文章の作成といえはいわゆる変体漢文を指向する、その一つのあり方として生じたものである。つまり、いわゆる変体漢文が文章の基調としてあり、仮名による日本語注記をどのような形で埋め込むかというその方法の試行錯誤が、みてきたように、ひとつの資料中にさまざまの姿となつてあらわれている、と理解できるのである。

そして、本資料では、その背後に、筆者の中にある訓点記入の方法がある。本行にあらわれている語の語形全体を宣命書きすることは、本来、傍訓の書入れの形での訓点記入の姿が前提されなければ生じがたい形式だからである。まず、漢字本文が書かれその語の訓みが平行して書かれ、さらに次へと書き進められるといった、そんな、複線的な思考を一行の中に書き表わしたものが、本資料における、③の用法の宣命書きであると認められる。

しかしながら、一方で傍書形式も採用し、また、ヲコト点方式も一部に採用することから、宣命書き方式は、日本語の訓みを記入するその一方法でありながらも、前代よりの注記方法をそのまま継承している面に、あらためて注意しておきたい。この方法が可能な背景には、日常文書としてのいわゆる変体漢文の中に、補助的に日本語の訓みを組み込み注記する方法として、部分的宣命書きが採用されていたことが考えられるのである。

三 片仮名宣命書きの本質

春日政治『古訓点の研究』(風間書房、一九五六、初出は一九

三二・三)、『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』(一九四二、斯道文庫紀要第一)(9)では、初期訓点本の書き入れなどから、漢字片仮名交じり文の発生について、続日本紀宣命に代表されるような宣命書きと直接つながるのではなく、訓点記入の方法から生じたものとされた。

要するに片仮名交じり文といふ文体は、常に漢文に親しみ漢字を多用する仏徒・儒家が、漢文を和読する為に施した訓点に発生させた片仮名を用ゐ、其の施訓の手法をそのまま取来つて、自作の文に書始めたものであつて、従つて初は漢文様式の部分をも交へて、反読の個処もあり、乎已止点さへつけてゐたものが、漸次国語風の書下しとなり、乎已止点をばやめて、すべてそれらを仮名で書入れるやうになつて行つたとみるべきであつて、……(『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』三二九頁)

かく考へると已に奈良朝に成立つてゐた真仮名宣命体の仮名を略体化して成立つたといふよりも、寧ろ訓点仮名發達に伴つて新しく創められた宣命体であると見る方が妥当ではなからうか。たとひその様式は真仮名宣命体から得來つたとしても、少くも両者は別途に流れてゐた。それ故真仮名宣命体に略体仮名の混入する遙か以前にこの片仮名交り文は成立してゐたのである。(『古訓点の研究』三〇五頁)

そして『東大寺諷誦文稿』を「この種の文の古い一例」として、「反読の個処の多いこと、補読の仮名を欠いてゐる所のあること、全訓を出すものが多いこと、而も補読の仮名の往々不完

のもののあること」などによつて「片仮名宣命体としては、まだ甚だ不整備な初期のもの」と考えられた(『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究』三二九頁ならびに『古訓点の研究』三〇六頁追補)。

本資料のような漢字片仮名交じりが訓点記入の世界で成立したことは、そのまま首肯できよう。ただし、これに付け加えて、いわゆる変体漢文に対する日本語注記という観点からいうならば、この方法は、前代から古文書中にみられる部分的宣命書きとも、なんら変わるところがない。その点で、白藤禮幸「上代宣命体文献管見」(国語研究室六、一九六七・一〇)が部分的宣命書きについてヲコト点との類似を指摘したことは、注意される。宣命書きとのつながりについては、それを否定するのではなく、何らかの關係をもう一度考え直してみるべきであると思われるのである。

宣命書き資料として続日本紀宣命や祝詞を取り上げるならば、本資料との間には、いわゆる文体の違いが、大きな問題として存する。そもそも、それらを宣命書きの代表例として、訓点記入との違いを比べるならば、書記する場が根本的に異なつており、自然、そこで使用されることばにも、何らかの違いは生じよう。書き様からは同じ方法であつたとしても、文体が異なることはある種当然のことであり、そのことをもつて、漢字仮名交じりの書記法が、これに直結しないというのは、やや説明が足りないのではないか。

築島裕「東大寺諷誦文稿」小考(国語国文二一—五、一九五二・五、のち『平安時代漢文訓読語につきての研究』(一九六

三、東京大学出版会)所収)では、本書を片仮名交じり文の祖としてだけでなく、語彙・語法の面から、和漢混淆文の祖でもあることを指摘する(19)。そこで、注目されたのは、語序・漢字の特別な用法・傍訓である。このうち、語序と漢字の特別な用法とは、その文章の基調が正格の漢文ではなく、いわゆる変体漢文であることを示している。このような語序のゆれは、いわゆる変体漢文のあり方のバリエーションとして理解できよう。その中でも、漢文に傾く章段や日本語文的に傾く章段といった変体の濃淡があることは、先に見たように、中田の指摘どおりであり、漢文を指向する度合いの問題である。つまり、いわゆる変体漢文という枠内での文体差の問題がここにある。また、傍訓は訓法の問題であり、のちの非常に整備され完成された漢文訓読の方法とは、やや性格をこととするところがあるという、そのことのあらわれと見て取れる。つまり、そこには書記の場におけるさまざまな選択の可能性としての「差」があるのであり、特定の文体ないし表記体が制度化される以前の、いわゆる変体漢文における漢文と日本語文との間のゆれ、文字の用法としての漢字と仮名との間のゆれ、の間でのさまざまな様相が、まさに和漢混淆の要素の内実なのではなからうか。

とするならば、続日本紀宣命とは当然直接しないけれども、いわゆる変体漢文と、それに対する日本語注記の組み込みという面で、日常の書記法の一つとしての部分的宣命書きの方法が、仮名による訓点記入という場においても採用された結果、本資料に見るような漢字仮名交じりを現出したと考える方が、実情として説明しやすいように思われるのである。

訓点記入の方法はあくまでもとにある漢文に対する書入れなのであって、日本語文章を書き下ろすには、文章作成の基盤が別途必要である。その基盤は、日用文書としてのいわゆる変体漢文なのであり、そこに日本語注記組み込みの方法としての部分的宣命書きの方法は、むしろ文章作成の方法としては、通常であつたはずである。それが、訓点記入の方法と意識的に通じる面があつて、このような文章が書き下ろされたのであって、両者の融合(それこそが築島のいう和漢混淆であろう)なくして、どちらか一方だけでは、このような文章は成立しえないと考える。

四 漢字仮名交じりとしての宣命書き

漢字仮名交じりという日本語書記の形式は、万葉集や古事記においてすでに相当の発達をみる。また、散文としては、部分的宣命書きにいわゆる変体漢文からの展開を見る一方、宣命や祝詞にも、おそらくはその口頭語的な性格によつて文章全体に宣命書きが採用される。宣命や祝詞は、その特殊性によつて、まとまつた資料が残存し、これまで、その書き様を代表するものとされてきた。本資料の宣命書きや初期漢字片仮名交じり文が、宣命あるいは祝詞から直接つながらないのは、それらが特殊な位相に位置するためであり、その他の部分的宣命書き資料を日常文書あるいは日常の書記活動の中で捉えるならば、そこには、本資料のような訓点記入方式による漢字仮名交じりとの関係、つながりを認めることができる。

平安時代になると、第一節にあげた東南院文書のような、文章全体にわたって宣命書きを採用するものも残っており、これなどは日常の文章作成の方法として宣命書きが採用されつつづけていたことを想像させる。本資料との違いは、語全体の訓みを示すような部分が含まれないことであるが、それは本資料独自の特徴でもあり、訓点世界での漢字片仮名交じりの特徴でもある。それは、場の違いである。また、文書の宣命書きが、略体の仮名ではなく草仮名を交えるのも、大きな違いである。寺院関係の文書でも、日常文書では、草仮名に傾くとすれば、春日の指摘どおり、訓点世界での片仮名の発達との関係で、漢字片仮名交じりが成立し、本資料にも略体の仮名が主となっているのだろうが、場の違いよりもむしろ、その文章の性格や内容との関係を考えねばならないだろう。いわば、文体の選択の問題に帰結する。冒頭に述べた本資料の孤立感、このあたりに起因する。それは、これと同じ位相、同じ内容の資料の残存状況にかかわっているであろう。同じく宣命書きでありながら、それぞれに応じた個性（特殊性）があるのであって、それが、それぞれの発達を別途に考えることにつながるのだが、むしろ原理的にはすべてが「いわゆる変体漢文と仮名による日本語注記」という点で底通していることが重要ではないか。

宣命書きは、文字としての仮名（平仮名・片仮名）成立以降も、さまざまの場面で使用され、その様相は、文章全体に及ぶ場合も部分的に用いられる場合も、多様である。そのいちいちについての考察は稿を改めねばならないが、後の和漢混淆文の書き様や、近代的な漢字仮名交じりの方法が成立するまでには、

なお幾ばくかの過程が必要であった。その間のさまざまの試行錯誤の結果が、さまざまな宣命書きないし漢字仮名交じりのあり方に反映していると考えると、仮名成立以降の、漢字による、あるいは漢字を含む日本語記の展開も、いわゆる変体漢文と宣命書きによる日本語注記の方法を軸に、立体的に記述することが可能であろう。本資料も、その中では決して孤立したものでなく、縦にも横にも、日本語記のための漢字仮名交じりの展開の中で、相応の関係をもって存在するのである。

その意味で本稿は、漢字による日本語記の展開と仮名成立以降の日本語記の展開との接点に位置することになる。

【注】

(1) 「文書主義」については、釘貫亨「『文書主義』の概念と日本語表記の成立」『日本語論究 四』（一九九五、和泉書院）参照。

(2) 拙稿「部分的宣命書きの機能」『国語語彙史の研究 十九』（和泉書院、二〇〇〇・三）

(3) 拙稿「日本語記史と人麻呂歌集略体歌の「書き様」」（万葉一七五、二〇〇〇・十一）

(4) もちろん、最終的にはこの部分的な仮名を含むことで、含まないものとを区別して、従来行われてきた文章の分類のように、ひとつのグループ（分類項目）を立てることは可能である。ただし、本稿においては、基本となる文体として、広くいわゆる変体漢文を一類として考えており、その下位分類は、後日を期すことになる。

(5) これ以降、本書は一九七九年に改訂されており、本稿は改訂版による。また、一九七六年には同氏の解説で勉誠社文庫に本資料の影印と翻刻が収められている。

(6) これと類似の資料としては、春日政治『古訓点の研究』に「西大寺本金光明最勝王經古点」「飯室切金光明最勝王經註釈」などの訓点記入の例があげられており、決して資料的に孤立したものではない。しかしながらここで孤立感というのは、文章作成における日本語書記の方法として、このような方法が後に引き継がれることない点をさしていう。その点では古事記の方法と似たところがある（拙稿「古事記の書き様と部分的宣命書き」「上代語と表記」（おうふう、二〇〇〇）参照）。ただし、どちらも現代の漢字仮名交じりへの展開の中では、一つの方法として不可欠な試行の一つとして、その歴史記述には必要な一頁なのである。

(7) 以下、用例を示す場合、宣命書きや傍訓は小字を用いず、へで宣命書きを、「」で傍訓・補入をあらわし、必要に応じて/で割り書きの改行部分を、「」で本行の改行部分を、さらに空白部分を□で表示することにす。また、訓み下しを（ ）で示す場合もある。

(8) ここで「基本的には」というのは、次のような例もあることによる。

向口……近口身へニ（三一九）

右は、上の「口（に）向（かふ）トキニハ」は傍書され

ているが、下の「身ニ近（づく）トキニハ」の部分は、空白を持って傍書の位置にあり、「身ニ」の「ニ」は宣命書きの位置にある。むしろ、ここでの空白の部分が、仮名の機能と関係させて重要である。同じ傍書形式でも、後の方は空白部分によって宣命書きと同じく、行中にそれとしての位置をしめることになるからである。

(9) 『古訓点の研究』に収められた「漢字片仮名交じり文の成立について」（文学研究一、一九三二・三）において、引用したように早くから続日本紀宣命のような文体とは、「別途に流れていた」との考えが示されているが、以後の『仮名発達史の研究』や『国語文体発達史序説』（いずれも『春日政治著作集』による）などでは、そのトーンは低く、むしろその連続性を意識しているように読める。いわゆる変体漢文と続日本紀宣命以外の宣命書きとの関係が意識されていたのではなからうか。むしろ、中田前掲書に「宣命体と平安初期の片仮名交り文とは、本質的に異なりがあるし、その本質的な異なりは、これら両文体の成立の歴史がはつきりと別系統であることを思わせるのである。」（二二〇頁）と、春日説が引き継がれている。また、山口佳紀『古代日本文体史論考』（一九八五、有精堂）には、宣命体や和漢混淆文との関係について、本書と同様の視点が示唆されている（三一頁、四四二頁）。

(10) 和漢混淆文という語（ターム）については、いわゆる変体漢文同様、指し示す範囲も人によって異なり、別途考察が必要である。本資料と後にあらわれる典型的な和漢混淆

文とでは、和と漢の混淆のあり方が異なると思われ、その連続性と非連続性を見極めなければならない。本稿をはじめ一連の拙稿においては、ひとまず文体の問題を捨象して考えてきたが、今後のもっとも大きな課題である。

(女子大文学国文篇五二号)